

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月16日

さいたま市長

清水 邦人

## さいたま市条例第1号

### さいたま市公告式条例の一部を改正する条例

さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名（ <u>地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u> ）をしなければならない。	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。
2 [略]	2 [略]

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。